

朝日町地域通貨（LoCoPi あさひまちコイン）加盟店規約

第1条（総則）

「朝日町地域通貨（LoCoPi あさひまちコイン）加盟店規約」（以下「本規約」といいます。）は、朝日町地域通貨（LoCoPi あさひまちコイン）利用規約（以下「利用規約」といいます。）に定める事項に関して、朝日町（以下「発行者」といいます。）と加盟店との間の契約関係（以下「本契約」といいます。）を定めるものです。発行者から加盟店としての登録を受けることを希望する者（以下「加盟店希望者」といいます。）は、本規約及び朝日町地域通貨（LoCoPi あさひまちコイン）利用規約並びに朝日町公共サービスパス（LoCoPi あさひまち）利用規約にご同意いただいた上で、発行者に対し、加盟店の登録をお申込みいただく必要があります。加盟店希望者が加盟店の登録をお申込みいただいた場合、本規約及び朝日町地域通貨（LoCoPi あさひまちコイン）利用規約並びに朝日町公共サービスパス（LoCoPi あさひまち）利用規約に同意したものとみなします。

第2条（定義）

本規約において使用する用語の意義は、次に掲げる各号に定めるところによる。

- (1) 「LoCoPi あさひまちコイン」とは、発行者がユーザーに対し発行する、電磁的方法により記録される地域通貨であって、ユーザーが本規約及び発行者が別途定める規約等の条件に従い、加盟店において LoCoPi あさひまちコイン使用取引の決済に使用することができるものをいい、別表に定める条件が適用されるものをいいます。
- (2) 「カード型」とは、発行者が発行する LoCoPi あさひまちコインの発行形態のうち、マイナンバーカードと紐づく形で本システム上に地域通貨の LoCoPi あさひまちコインが登録され、当該本カードを読取端末にかざしデータを読み取ることにより登録された LoCoPi あさひまちコインの利用が可能となる形態をいいます。
- (3) 「加盟店」とは、LoCoPi あさひまちコインを使用することができる店舗からの登録申込みに基づき発行者が指定するものをいいます。
- (4) 「読取端末」とは、本カードをかざしデータを読み取るために、発行者が加盟店に貸与した機器のことをいいます。
- (5) 「対象商品等」とは、加盟店が一定額の LoCoPi あさひまちコインと引き換えにユーザーに提供するものとして、発行者が承認した商品又はサービスをいいます。
- (6) 「LoCoPi あさひまちコイン使用取引」とは、ユーザーが、加盟店において、発行者から発行を受けた LoCoPi あさひまちコインと引き換えに、対象商品等を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける取引をいいます。
- (7) 「本システム」とは、LoCoPi あさひまちコインの発行・管理システムをいいます。
- (8) 「本カード」とは、LoCoPi あさひまちコインの発行、利用のためにユーザーが発行者に対して利用登録をしたマイナンバーカードをいいます。
- (9) 「ユーザー」とは、発行者に LoCoPi あさひまちコイン発行代金の納付を行い、発行者から LoCoPi あさひまちコインの発行を受け、当該 LoCoPi あさひまちコインを利用し、又は利用しようとする者をいいます。
- (10) 「指定販売所」とは、町以外に LoCoPi あさひまちコインを発行できる事業所をいいます。
- (11) 「取引金額」とは、LoCoPi あさひまちコイン使用取引において決済された LoCoPi あさひまちコインに相当する金額をいいます。

(12) 「LoCoPi あさひまちコイン発行代金」とは、ユーザーが、LoCoPi あさひまちコインの発行を受けるために、発行者に対して支払う代金をいいます。

第3条（加盟店の登録）

1. 加盟店希望者は、本規約及び利用規約並びに朝日町公共サービスパス（LoCoPi あさひまち）利用規約の内容を承諾の上、発行者に対する加盟店申込書の提出、その他発行者所定の方法に従い、加盟店としての登録を申し込むものとします。加盟店希望者は、発行者に対して、申込み時に記載、入力又は提供した情報が正確かつ最新の内容であることを確認するものとします。
2. 加盟店希望者が前項の申込みをした場合、発行者は、加盟店の登録審査を行います。発行者は、審査の結果、加盟店として加盟店希望者の登録を認める場合、加盟店希望者に対し、その旨通知するものとします。
3. 本契約は、発行者が加盟店に対して第2項に従って通知をしたときに成立するものとします。
4. 加盟店は、第1項の登録申込み時の情報について変更がある場合には、速やかに、変更後の情報を発行者に対し通知するものとします。

第4条（LoCoPi あさひまちコイン使用取引）

1. 加盟店は、別表に定める LoCoPi あさひまちコインの内容及び条件に従い、ユーザーとの間で、LoCoPi あさひまちコイン使用取引を行うことができるものとします。
2. LoCoPi あさひまちコイン使用取引において、LoCoPi あさひまちコインによる決済は、加盟店がマイナンバーカードを読取端末にかざすことで、当該決済においてユーザーが使用を希望する LoCoPi あさひまちコインを減じる操作を行うことにより、実施されます。
3. 加盟店は、次項に定める場合のほか、ユーザーからの LoCoPi あさひまちコイン使用取引の申込みを拒絶しないものとします。
4. 加盟店は、ユーザーから LoCoPi あさひまちコイン使用取引の申込みを受けた場合であっても、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、LoCoPi あさひまちコインによる決済を行ってはならないものとします。
 - (1) ユーザーから、対象商品等以外の商品又はサービスについて、LoCoPi あさひまちコインによる決済を求められた場合
 - (2) 本カードに登録された LoCoPi あさひまちコインの名義人ではない者により LoCoPi あさひまちコイン使用取引の申込みを受けた場合
 - (3) 第1号又は前号に該当すると疑われる場合
 - (4) 発行者から、LoCoPi あさひまちコイン使用取引の中止を求められた場合
5. 加盟店は、法令に基づき売買契約の取り消し、解除等が認められる場合を除き、原則として加盟店との間で行った LoCoPi あさひまちコイン使用取引を取消し、又は解除しないものとします。ユーザーが加盟店から返金を受ける必要がある場合、加盟店は、自らの責任において対応を行うものとします。加盟店がユーザーに返金する場合、原則 LoCoPi あさひまちコインでの返金とします。

第5条（取扱店舗）

加盟店は、発行者所定の加盟店標識及び販促物等（ポスターを含むが、これに限られないものとする。）を、発行者の指示に従って掲示又は表示するものとします。

第6条 (LoCoPi あさひまちコイン取引金額の支払)

1. LoCoPi あさひまちコイン取引金額は、第4条第2項に定める加盟店又はユーザーによる操作が本システムに反映された時点で確定するものとします。
2. 発行者は、LoCoPi あさひまちコイン取引金額を毎月末日（以下「売上締め日」といいます。）で締め、加盟店に対し、売上締め日の30日後までに、加盟店が指定した振込先口座に、売上締め日まで（以下「取扱期間」といいます。）のLoCoPi あさひまちコイン取引金額（但し、第4条第5項に基づき取消又は解除されたLoCoPi あさひまちコイン使用取引に係るLoCoPi あさひまちコイン取引金額、第7条第2項又は第4項に従い支払を要しないLoCoPi あさひまちコイン取引金額、第7条第3項に基づき差引きを要する場合の差引金額の合計額を控除した残額とする。）を支払うものとします。

第7条 (不正なLoCoPi あさひまちコイン使用取引の処理)

1. 加盟店が第4条第4項第1号から第3号までのいずれかに該当するLoCoPi あさひまちコイン使用取引の申込みを受けたとき、又は同項各号のいずれかに該当する場合においてLoCoPi あさひまちコイン使用取引を行ったことが判明したときは、加盟店は、発行者に対しその旨を直ちに報告するとともに、発行者が行う調査に協力するものとします。
2. 加盟店が第4条第4項第1号、第2号及び第4号のいずれかに該当するにもかかわらずLoCoPi あさひまちコイン使用取引を行った場合、発行者は、加盟店に対し、当該LoCoPi あさひまちコイン取引にかかるLoCoPi あさひまちコイン取引金額を支払う義務を負わないものとします。
3. 前項に規定する場合で、発行者が加盟店に対し当該LoCoPi あさひまちコイン使用取引にかかるLoCoPi あさひまちコイン利用金額を支払済みであるときは、加盟店は、発行者の請求に対し、当該金額を、速やかに返還しなければなりません。
4. 加盟店が第4条第4項第3号に該当するにもかかわらずLoCoPi あさひまちコイン使用取引を行ったと発行者が判断した場合、又は加盟店が本条第1項に定める通知若しくは調査への協力を怠った場合、発行者は、加盟店に対し、当該LoCoPi あさひまちコイン対象取引にかかるLoCoPi あさひまちコイン利用金額相当額の支払を拒絶することができるものとします。なお、当該LoCoPi あさひまちコイン使用取引が第4条第4項第3号に該当しないことが判明した場合、発行者は、加盟店に対し、当該LoCoPi あさひまちコイン使用取引にかかるLoCoPi あさひまちコイン利用金額を、直近の取扱期間のLoCoPi あさひまちコイン利用金額に上乘せする方法により支払うものとし、遅延損害金は発生しないものとします。

第8条 (LoCoPi あさひまちコインの使用取引の間違い)

1. 加盟店は、LoCoPi あさひまちコインの使用取引を間違えた場合は、その場で読取端末を使用し、前回使用取引の取消処理を行い、加盟店は、取消処理後ユーザーにLoCoPi あさひまちコインが使用取引前の金額に正しくなっていることを確認するものとします。
2. 加盟店が使用取引の間違いに気づき、前項の取消処理ができない場合は別途LoCoPi あさひまちコイン加盟店舗マニュアルに定める処理を行うものとします。

第9条 (実証期間における読取端末の貸与)

1. 実証期間における加盟店の店舗に設置する読取端末は、朝日町の所有とし、加盟店に貸与するものとします。

2. 読取端末は朝日町の許可なしに、他人に貸与、譲渡することはできないものとします。
3. 加盟店の過失、不注意により、読取端末を破損又は紛失した場合、加盟店の負担において修理、弁済するものとします。
4. 読取端末に故障若しくはその兆候があるときには、朝日町に速やかに連絡するものとします。

第10条（実証期間における LoCoPi あさひまちコイン読取端末の使用料）

加盟店は、読取り端末機器の通信費・システム利用費は、負担しないものとします。

第11条（サービスの一時停止等）

1. 加盟店は、次の各号に該当する場合には、発行者又はシステム提供者が予告することなく本サービスが停止され、LoCoPi あさひまちコインの取扱ができない場合があることを承認するものとします。
 - (1) 加盟店が本規約に違反、又は違反したおそれがある場合
 - (2) 必要書類に虚偽等が存在した場合
 - (3) 上記各号に該当するものと発行者又はシステム提供者が判断した場合
 - (4) 法令又は官公庁の要請による場合
 - (5) 本サービスの点検、保守等が必要となる作業のため、一時的に中止、中断する必要性が生じた場合
 - (6) 天災、通信回線の混雑、故障、停電等が生じた場合
 - (7) その他、やむを得ない事由のある場合
2. 前項に基づき、本システムが一時停止されたことにより、加盟店に何らかの損害又は不利益が生じた場合であっても、発行者及びシステム提供者に故意又は重大な過失がある場合を除き、発行者及びシステム提供者はその責任を負わないものとします。

第12条（クレーム対応等）

1. 加盟店は、対象商品等に関連して、ユーザー又は第三者からクレームを受けた場合、本契約期間中はもとより本契約終了後においても、自己の責任において対応し解決を図り、クレームの再発防止のために必要な措置を講じるものとし、発行者にいかなる迷惑もかけないものとします。
2. 加盟店は、前項のクレームを解決するにあたって、ユーザー又は第三者の意向を十分尊重して速やかに対応するものとします。
3. 加盟店は、対象商品等に関連して、法令違反又は行政処分等の対象となることが認められ、又はそのおそれがあると認めるときは、その内容及び経過を発行者所定の方法で、発行者に対して報告するものとします。また、発行者が前二項のクレーム対応上又は本項に定める法令違反等の事由により、ユーザーへ通知、プレスリリース又は自主回収などを行う場合には、事前に発行者にその内容を通知するものとします。

第13条（損害賠償・費用負担）

1. 加盟店は、加盟店とユーザーとの間で、対象商品等に関して紛争が生じた場合には、全て加盟店の責任と負担において解決するものとします。
2. 発行者は、加盟店とユーザーその他の第三者との間の紛争について、一切の責任を負いません。また、これらの紛争について、加盟店の同意を得ることなく、当該ユーザー又は第

三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができます。

第14条（遵守事項）

1. 加盟店は、本契約及び利用規約のほか、法令、政令、規則その他関係法令及び行政官庁によるガイドライン等を遵守し、自ら善良なる管理者の注意をもって誠実に業務を行うものとします。
2. 加盟店は、発行者がLoCoPi あさひまちコイン利用促進のために、印刷物、電子媒体等に加盟店の名称及び所在地等を掲載する旨の申入れをした場合、これに協力するものとします。
3. 加盟店は、発行者が別途書面により事前に承諾した場合を除き、本契約に基づいて行う業務を第三者に委託することができないものとします。

第15条（秘密保持義務）

1. 加盟店は、本契約の内容及び本契約に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に漏えい・開示・提供してはならないものとします。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合及び法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合には、その請求に応じる限りにおいて、相手方への事前の通知（ただし、法令等の定めにより事前に通知を行うことが許容されない場合には事後速やかな通知）を行うことを条件として、開示することができるものとし、開示が必要となった場合はその旨を発行者に報告するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
 - (3) 開示の時点で公知の情報
 - (4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

第16条（個人情報の取扱い）

1. 加盟店は、本契約の履行及びLoCoPi あさひまちコイン使用取引において、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条に定義される意義を有するものとします。）を取り扱う場合、法令、ガイドライン等を遵守するものとし、当該個人情報を機密事項として保護するとともに、これを本契約以外の目的に利用してはならないものとします。
2. 加盟店が、本契約の遂行又はLoCoPi あさひまちコイン使用取引のために個人情報を取得するときは、その利用目的を明確にし、その利用目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならないものとします。
3. 加盟店は、本契約の履行又はLoCoPi あさひまちコイン使用取引により取得した個人情報（以下「本個人情報」といいます。）の取扱いに当たっては、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、適切な安全管理措置を講じなければならないものとします。
4. 加盟店は、本個人情報を、本契約の履行又はLoCoPi あさひまちコイン使用取引の実施の目的に必要な範囲を超えて複製、複製、改変、加工等してはならないものとします。
5. 加盟店は、本個人情報の取扱記録を作成し、発行者から要求があった場合、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとします。また、発行者は、加盟店の本個人情報の取得、取扱又は管理状況を調査するため、加盟店に事前に通知したうえで加盟店の事務所等に立ち入ることができるものとし、この場合、加盟店は、発行者の調査に協力するものとします。

6. 加盟店は、本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、直ちに発行者に書面にて報告するとともに、本人からの苦情への対応等を発行者と協議し、発行者の指示に従って適切な措置を講じるものとします。加盟店は、発生した事故の再発防止策について検討し、その内容を発行者に対し書面にて報告するとともに、発行者と協議のうえ決定した再発防止策を加盟店の責任と費用負担で講じるものとします。
7. 加盟店は、本規約に違反し又は本取得個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故が発生し、発行者が本人若しくは第三者から請求を受け、又は発行者と本人若しくは第三者との間で争訟が発生した場合、加盟店の責任及び費用負担をもってこれらに対処し解決するものとします。加盟店は、本規約に違反し又は本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故により、発行者が損害を被ったときは、発行者に対して当該損害を賠償しなければならないものとします。

第17条（契約期間）

1. 本契約は、第3条第3項に基づく本契約の成立時に効力を生じ、別に町が定める実証期間の期限まで有効とします。
2. 加盟店は、本契約を終了する旨の通知をする場合、発行者の指定する書式及び方法にて行うものとします。
3. 前各項の定めにかかわらず、利用規約が理由の如何を問わず終了したときは、本契約も当然に終了するものとします。また、この場合、加盟店は本契約の終了による損害の補償等を発行者に請求することはできないものとします。

第18条（解約）

1. 加盟店は、解約日の3ヶ月前までに、発行者所定の方法により書面にて申し入れることにより、本契約を解約することができます。
2. 発行者は、解約日の3ヶ月前までに加盟店に書面にて申し入れることにより、本契約を解約することができるものとします。

第19条（解除）

1. 発行者は、加盟店が次に掲げる各号のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに本契約を解除することができます。
 - (1) 本契約に違反したとき
 - (2) 手形又は小切手の不渡りが発生したとき
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行又は滞納処分の申立てを受けたとき
 - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立てがされたとき
 - (5) 加盟店の信用状態に重大な変化が生じたとき
 - (6) 解散又は営業停止状態となったとき
 - (7) 発行者による連絡が取れなくなったとき
 - (8) 販売方法、商品等、その他業務運営について行政当局による注意又は勧告を受けたとき
 - (9) 加盟店に対してクレームが頻発し、発行者が加盟店に対して必要な措置を講ずることを求めたにもかかわらず、加盟店が必要な対応を行わないとき
 - (10) 販売方法、商品等、その他業務運営が公序良俗に反し、加盟店にふさわしくないとき

発行者が判断したとき

- (1 1) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると発行者が判断した場合
 - (1 2) その他発行者が加盟店との本契約の継続が困難であると判断した場合
2. 本条に基づき本契約が終了した場合でも、発行者は、加盟店に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他加盟店に生じた損害につき一切責任を負いません。

第20条（契約終了時の処理）

1. 本契約が終了した場合、その理由の如何を問わず、加盟店は、直ちに LoCoPi あさひまちコイン使用取引を停止します。
2. 本契約終了時に本契約に基づく未履行の債務がある場合には、当該債務についてはその履行が完了するまで本契約が適用されます。
3. 本契約終了後も、第7条（不正な LoCoPi あさひまちコイン使用取引の処理）、第12条（クレーム対応等）、第13条（損害賠償・費用負担）、第14条（遵守事項）第3項、第15条（秘密保持義務）、本条（契約終了時の処理）、第22条（通知の方法）、第24条（権利の譲渡等）、第25条（協議）、第26条（準拠法、管轄裁判所）の各規定については、その効力が存続するものとします。

第21条（反社会的勢力との取引拒絶）

1. 加盟店は、その親会社、子会社等の関連会社並びにそれらの役員、従業員等（以下あわせて「加盟店等」といいます。）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 加盟店は、加盟店等が自ら又は第三者を利用して、発行者又は第三者に対し、次の各号事由に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて第三者の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 発行者は、加盟店等が前二項に違反している疑いがあると判断した場合、直ちに本契約及び発行者と加盟店間に存在する他の契約の全部若しくは一部の履行を停止し若しくは契約を解除し、又はその加盟店の全部又は一部の登録を抹消することができるものとします。

4. 発行者は、本条の解除等により、加盟店に生じた一切の損害について賠償する責任を負わないものとします。

第22条（通知の方法）

1. 本契約に関する発行者から加盟店への通知は、書面、加盟店が本契約に関する通知先として登録した電話番号への架電若しくはメッセージの送信若しくは電子メールアドレスへの電子メールの送信又はその他発行者が適当と認める方法により行われるものとします。
2. 前項の通知が電話番号へのメッセージの送信又は電子メールアドレスへの電子メールの送信の方法により行われる場合には、発行者が前項に定める電話番号又は電子メールアドレスに通知を発した時点で通知が完了したものとみなします。

第23条（本規約の変更）

発行者は、その裁量により、いつでも本規約を変更することができるものとします。発行者は、本規約を変更した場合には、インターネットのウェブサイト等への掲載その他発行者が適切と判断する方法により加盟店に当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容を通知するものとします。

第24条（権利の譲渡等）

加盟店は、本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保差入れその他形態を問わず処分することはできないものとします。

第25条（協議）

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に生じた疑義について、発行者及び加盟店は、誠実に協議して解決を図るものとします。

第26条（準拠法、管轄裁判所）

1. 本契約に関する訴訟については、富山地方裁判所魚津支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
2. 本契約の成立、効力、履行及び解釈については日本法に準拠するものとします。

第27条（お問合せ）

本規約及び本サービスに関するお問合せは、発行者にて受付けるものとし、お問合せ方法は、発行者が運営するホームページに掲載するものとします。

以上

（令和6年12月1日改定）

別表

LoCoPi あさひまちコイン概要

1	地域通貨の名称	LoCoPi あさひまちコイン
2	発行開始日	令和6年11月1日
3	発行期間	令和6年11月1日から発行期間の末日は未定
4	有効期間	LoCoPi あさひまちコインの有効期限はチャージ日から5年後のチャージ日前日とする。同年度内に複数回チャージされた場合は、同年度内にチャージされた金額全ての有効期限が最終チャージ日から5年後のチャージ日前日に繰り越されます。有効期限以降のLoCoPi あさひまちコインは無効となり、有効期限の翌日にLoCoPi あさひまちコイン残高はゼロとなります。
5	発行価格	1コイン：1円
6	チャージ上限額	チャージ上限額：残高 50,000 コイン（50,000 円相当額）に達するまで チャージは1,000 コイン（1,000 円相当額）単位とします。
7	加盟店及び利用可能エリア	原則、朝日町内所在の加盟店とします。 ただし、その時々において利用可能な加盟店に関する情報は特設ウェブサイト等に掲載します。
8	発行方法	町担当窓口及び指定販売所にて発行
9	精算方法	町が確認した利用実績に応じて指定口座へ振り込み
10	利用条件	LoCoPi あさひまちコイン使用取引において、LoCoPi あさひまちコインが不足した場合、ユーザーは、不足分を現金その他の支払い方法で支払うことができます。 ただし、加盟店がLoCoPi あさひまちコインの不足分を現金での支払いを認めない場合はその限りではありません。
11	払戻条件	発行者は、LoCoPi あさひまちコインの払戻しは行いません。

LoCoPi あさひまちコイン 対象外商品

1	換金性の高い物品・金券類等 例：商品券、図書券、切手、プリペイドカードなど 適応除外：換金性が認められない店舗発行の独自回数券等
2	電子マネー等の入金
3	不動産、金融機関、宝くじ等
4	出資、責務の支払い
5	国や自治体への支払い（公営ギャンブル含む）、公共料金、振込手数料
6	たばこ
7	仕入れ、事業活動に伴う原材料・機械等の購入
8	性風俗関連特殊営業
9	実店舗以外での決済（ただし、実店舗に紐づいた端末を店舗外に持ち運んで決済が発生した場合は対象とする）
10	特定の宗教・政治団体と関わるもの
11	公序良俗や法律等に反するもの
12	その他発行者が不相当と判断したもの
13	その他加盟店舗が独自で使用できないと判断したもの